

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年11月9日
【四半期会計期間】	第76期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	株式会社今仙電機製作所
【英訳名】	Imasen Electric Industrial Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤掛 治
【本店の所在の場所】	愛知県犬山市字柿畑1番地
【電話番号】	0568 - 67 - 1211（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 大野 真澄
【最寄りの連絡場所】	愛知県犬山市字柿畑1番地
【電話番号】	0568 - 67 - 1211（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 大野 真澄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第75期 第2四半期連結 累計期間	第76期 第2四半期連結 累計期間	第75期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高(百万円)	35,741	42,011	78,786
経常利益(百万円)	801	1,845	2,692
四半期(当期)純利益(百万円)	231	1,158	1,471
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	73	979	1,158
純資産額(百万円)	32,195	33,693	32,914
総資産額(百万円)	60,219	68,464	67,014
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	12.90	65.70	82.21
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	11.66	58.33	74.27
自己資本比率(%)	51.9	47.9	47.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,341	4,563	1,522
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,450	3,959	4,098
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,576	630	1,231
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	7,818	6,677	5,350

回次	第75期 第2四半期連結 会計期間	第76期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	8.83	4.44

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、震災の復興需要などにより緩やかな回復基調で推移いたしました。欧州債務問題や長期化する円高、直近の日中外交問題の影響により依然不透明な状況が続いております。

自動車業界におきましては、震災からの復興需要およびエコカー補助金などの効果により生産、販売ともに増加いたしました。

このような経営環境の中で当社グループは、新拠点操業準備に関わる費用の増加があったものの、今期より掲げた新長期ビジョン「Dream 2020」に沿って、市場環境や得意先のニーズに柔軟に対応できるよう経営体質の改善に取り組んだ結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は42,011百万円（前年同期比17.5%増）、経常利益は1,845百万円（前年同期比130.4%増）、四半期純利益は1,158百万円（前年同期比400.0%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### (a) 自動車部品関連事業

震災後の自動車減産からの回復およびエコカー補助金の効果、ならびに洪水被害から回復したタイを中心としたアジア圏における生産が増加したことから、売上高は39,851百万円（前年同期比18.9%増）、営業利益は1,904百万円（前年同期比149.6%増）となりました。

#### (b) ワイヤハーネス関連事業

航空機関連向けの受注品目構成の変化にともなう採算悪化などにより、売上高は1,202百万円（前年同期比1.5%減）、営業損失は116百万円（前年同期は3百万円の利益）となりました。

#### (c) 福祉機器関連事業

車いす、義足ともに販売が低調であったことから、売上高は540百万円（前年同期比0.7%減）、営業利益は32百万円（前年同期比8.8%減）となりました。

#### (d) 自動車販売関連事業

当社グループにおける国内自動車販売は、エコカー補助金対象モデルの取り扱いが少なく販売が低調であったことから、売上高は416百万円（前年同期比6.8%減）、営業損失は12百万円（前年同期は21百万円の損失）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果増加した資金は、4,563百万円（前年同期比94.9%増）、投資活動に使用した資金は、3,959百万円（前年同期比61.5%増）、財務活動の結果増加した資金は、630百万円（前年同期は1,576百万円の減少）となりました。

この結果、当第2四半期末の現金及び現金同等物の残高は6,677百万円と前第2四半期末に比べ1,141百万円の減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、4,563百万円の増加となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益が1,918百万円、減価償却費が1,998百万円、売上債権の減少額が1,581百万円であったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、3,959百万円の減少となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出が3,932百万円であったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、630百万円の増加となりました。これは主として、短期借入金が2,358百万円純減したこと、社債の発行による収入が3,480百万円であったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発活動に係る費用の総額は762百万円であります。なお、当該金額には既存製品の改良、応用等に関する費用が含まれており、「研究開発費等に係る会計基準」(企業会計審議会)に規定する「研究開発費」は96百万円であります。

また、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,195,000
計	49,195,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,172,737	18,172,737	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市 場第一部	単元株式数 100株
計	18,172,737	18,172,737	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年8月29日
新株予約権の数(個)	3,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	3,170,289
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	1,104
新株予約権の行使期間	自平成24年10月1日 至平成29年9月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)3	発行価格 1,104 資本組入額 552
新株予約権の行使の条件	当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行いません。
2. 転換価額の調整
- 当社は、本新株予約権付社債の発行後、以下に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、一定の算式をもって転換価額を調整します。
- (1) 時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引受ける者の募集をする場合。
- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て等をする場合。
- (3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本(3)を適用する。
- (4) 本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合。
- (5) 上記に掲げた事由によるほか、株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするときなど一定の事由に該当する場合は社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 当社が、組織再編行為を行う場合は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項第(1)号乃至第(8)号の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付します。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類
- 承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法
- 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項第(4)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 承継新株予約権付社債の転換価額
- 組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう、以下同じ。)の転換価額を定める。
- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- 交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の払込金額と同額とする。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間
- 組織再編行為の効力発生日(当社が組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求を停止する期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日、又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から、本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

(7)承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

各承継新株予約権の一部について行使することはできないものとし、取得条項は定めない。

(8)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1)本新株予約権付社債は、株価の下落により本新株予約権の行使により交付する当社普通株式数が増加する  
場合がある。

(2)転換価額の修正の基準及び頻度

修正の基準

当社は平成26年9月19日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を本項に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。

修正の頻度

1回（平成26年10月6日に修正される。）

(3)転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式数の上限

転換価額の下限

884円（当初の転換価額1,104円の80%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額）

新株予約権の目的となる株式数の上限

3,959,276株（平成24年9月30日現在の普通株式の発行済株式総数の21.78%）

(4)当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項は以下のとおりである。

組織再編行為による繰上償還

組織再編行為が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他の機関が決定した場合）において、当社が、かかる承認の日までに、社債管理者に対し、承継会社等が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表取締役の記名捺印した書面を交付した場合。

なお、組織再編行為とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引受けられることとなるものを総称していう。

上場廃止等による繰上償還

当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合。

130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、平成27年10月1日以降いつでも、当該取引日の最終日から15日以内かつ当該償還日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要な事項を公告したうえで、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。

(5)権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(6)当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	18,172	-	4,548	-	4,281

(6)【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目1番1号	1,066	5.86
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	930	5.11
IMASEN取引先持株会	愛知県犬山市字柿畑1番地	800	4.40
ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	613	3.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	605	3.32
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	599	3.29
今仙電機従業員持株会	愛知県犬山市字柿畑1番地	534	2.94
株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	505	2.77
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	426	2.34
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	374	2.06
計	-	6,454	35.52

(注)1.当社は自己株式を545千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2.三井住友信託銀行株式会社から、平成24年9月6日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成24年8月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の記載内容は以下のとおりであり、日興アセットマネジメント株式会社の保有株券等の数及び株券等保有割合には、保有潜在株式が含まれております。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	947	5.21
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	47	0.26
日興アセットマネジメント株式会社	110	0.60
計	1,104	6.05

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 545,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,619,900	176,199	-
単元未満株式	普通株式 7,537	-	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	18,172,737	-	-
総株主の議決権	-	176,199	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式80株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株)今仙電機製作所	愛知県犬山市字柿畑1番地	545,300	-	545,300	3.00
計	-	545,300	-	545,300	3.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,711	7,004
受取手形及び売掛金	2 18,667	2 18,835
電子記録債権	4,906	3,216
たな卸資産	1 5,522	1 6,192
その他	4,441	4,552
貸倒引当金	19	2
流動資産合計	39,229	39,798
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,901	7,350
機械装置及び運搬具(純額)	5,691	6,858
その他(純額)	10,486	10,453
有形固定資産合計	23,079	24,662
無形固定資産		
その他	695	717
無形固定資産合計	695	717
投資その他の資産		
投資有価証券	3,603	2,896
その他	441	439
貸倒引当金	35	50
投資その他の資産合計	4,010	3,285
固定資産合計	27,784	28,666
資産合計	67,014	68,464
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 13,067	2 8,792
電子記録債務	-	3,995
1年内償還予定の社債	3,010	3,010
短期借入金	4,253	2,513
未払法人税等	491	609
賞与引当金	1,182	1,192
その他	6,832	6,147
流動負債合計	28,837	26,262
固定負債		
社債	15	3,510
長期借入金	1,126	852
退職給付引当金	1,150	983
その他	2,971	3,162
固定負債合計	5,262	8,508
負債合計	34,100	34,771

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,548	4,548
資本剰余金	4,281	4,281
利益剰余金	24,639	25,621
自己株式	438	438
株主資本合計	33,030	34,012
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,106	676
為替換算調整勘定	2,140	1,875
その他の包括利益累計額合計	1,033	1,199
少数株主持分	917	880
純資産合計	32,914	33,693
負債純資産合計	67,014	68,464

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
売上高	35,741	42,011
売上原価	31,632	36,256
売上総利益	4,108	5,754
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	1,162	1,447
給料手当及び賞与	938	1,031
賞与引当金繰入額	147	175
退職給付費用	34	36
減価償却費	40	40
その他	999	1,207
販売費及び一般管理費合計	3,322	3,940
営業利益	786	1,814
営業外収益		
受取利息	25	29
受取配当金	32	38
その他	79	111
営業外収益合計	138	180
営業外費用		
支払利息	58	80
為替差損	47	33
その他	17	34
営業外費用合計	123	148
経常利益	801	1,845
特別利益		
固定資産売却益	0	0
受取保険金	-	146
特別利益合計	0	147
特別損失		
固定資産処分損	9	16
投資有価証券評価損	4	58
特別損失合計	13	74
税金等調整前四半期純利益	788	1,918
法人税、住民税及び事業税	432	725
法人税等調整額	99	48
法人税等合計	531	773
少数株主損益調整前四半期純利益	256	1,144
少数株主利益又は少数株主損失 ( )	25	13
四半期純利益	231	1,158

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	256	1,144
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	390	435
為替換算調整勘定	59	270
その他の包括利益合計	330	165
四半期包括利益	73	979
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	94	992
少数株主に係る四半期包括利益	20	13

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	788	1,918
減価償却費	1,965	1,998
退職給付引当金の増減額(は減少)	191	166
賞与引当金の増減額(は減少)	8	10
受取利息及び受取配当金	58	68
支払利息	58	80
投資有価証券評価損益(は益)	4	58
固定資産処分損益(は益)	8	15
売上債権の増減額(は増加)	1,662	1,581
たな卸資産の増減額(は増加)	616	629
仕入債務の増減額(は減少)	2,141	362
その他	408	767
小計	3,130	5,202
利息及び配当金の受取額	56	53
利息の支払額	60	79
法人税等の支払額	785	613
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,341	4,563
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額(は増加)	0	47
有形固定資産の取得による支出	2,382	3,932
有形固定資産の売却による収入	14	27
投資有価証券の取得による支出	20	22
その他	62	78
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,450	3,959
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	467	2,358
長期借入れによる収入	-	449
長期借入金の返済による支出	367	108
社債の発行による収入	-	3,480
社債の償還による支出	-	5
リース債務の返済による支出	518	628
配当金の支払額	197	176
その他	26	23
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,576	630
現金及び現金同等物に係る換算差額	8	91
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,677	1,327
現金及び現金同等物の期首残高	9,496	5,350
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,818	6,677

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
商品及び製品	1,572百万円	1,602百万円
仕掛品	936	1,033
原材料及び貯蔵品	3,013	3,555

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	40百万円	34百万円
支払手形	23	17

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	8,149百万円	7,004百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	330	326
現金及び現金同等物	7,818	6,677

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	197	11	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月8日 取締役会	普通株式	179	10	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月14日 取締役会	普通株式	176	10	平成24年3月31日	平成24年6月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月8日 取締役会	普通株式	176	10	平成24年9月30日	平成24年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	自動車 部品関連 事業	ワイヤー ハーネス 関連事業	福祉機器 関連事業	自動車 販 売関連 事 業	合計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	33,529	1,221	544	446	35,741	-	35,741
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	2	0	0	2	2	-
計	33,529	1,223	544	446	35,744	2	35,741
セグメント利益又は損失( )	762	3	35	21	780	5	786

(注)1. セグメント間取引消去によるものです。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	自動車 部品関連 事業	ワイヤー ハーネス 関連事業	福祉機器 関連事業	自動車 販 売関連 事 業	合計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	39,851	1,202	540	416	42,011	-	42,011
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	12	0	0	12	12	-
計	39,851	1,214	540	416	42,023	12	42,011
セグメント利益又は損失( )	1,904	116	32	12	1,808	5	1,814

(注)1. セグメント間取引消去によるものです。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	12円90銭	65円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	231	1,158
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	231	1,158
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,957	17,627
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	11円66銭	58円33銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	1,915	2,227
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- 1 中間配当金の総額 176,273千円
- 2 1株当たり中間配当額 10円
- 3 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年12月3日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月9日

株式会社今仙電機製作所  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安井金丸 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤浩幸 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大谷浩二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社今仙電機製作所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社今仙電機製作所及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。